

有効成分MCPAイソプロピルアミン塩を含有する申請農薬の使用者安全性に係る  
試験結果概要

1. はやわざPRO（グリホサートイソプロピルアミン塩 34.0%・MCPAイソプロ  
ピルアミン塩 6.5%液剤）

はやわざAL（グリホサートイソプロピルアミン塩 1.3%・MCPAイソプロピ  
ルアミン塩 0.25%液剤）

（1）毒性について

はやわざAL（グリホサートイソプロピルアミン塩 1.3%・MCPAイソプロピルア  
ミン塩 0.25%液剤）はその組成から、はやわざPRO（グリホサートイソプロピルア  
ミン塩 34.0%・MCPAイソプロピルアミン塩 6.5%液剤）の試験成績で評価可能と  
判断した。

表：はやわざPROの急性毒性試験の結果概要

試験	動物種	結果概要
急性経口毒性	Wistar ラット	LD <sub>50</sub> 雌：>2,000 mg/kg 体重 毒性徴候なし
急性経皮毒性	Wistar ラット	LD <sub>50</sub> 雌雄：>2,000 mg/kg 体重 毒性徴候なし
皮膚刺激性	NZW ウサギ	刺激性なし
眼刺激性	NZW ウサギ	刺激性なし
皮膚感作性(Buehler 法)	Hartley モルモット	感作性なし

表：MCPA原体の急性吸入毒性試験及び皮膚感作性試験の結果概要

試験	動物種	結果概要
急性吸入毒性	SD ラット	LC <sub>50</sub> 雌雄：>2.07 mg/L 毒性徴候なし
皮膚感作性(Buehler 法)	LAH/HA/BR モルモット	15例/21例で陽性（陽性率71%）

表：グリホサート原体の急性吸入毒性試験及び皮膚感作性試験の結果概要

試験	動物種	結果概要
急性吸入毒性	SD ラット	LC <sub>50</sub> 雌雄：>2.09 mg/L 毒性徴候なし
皮膚感作性(Buehler 法)	Hartley モルモット	感作性なし

(2) 使用時の注意事項について

はやわざPROを用いた急性経口毒性試験(ラット)における半数致死量(LD<sub>50</sub>)は>2,000 mg/kg 体重であることから、急性経口毒性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

はやわざPROを用いた急性経皮毒性試験(ラット)におけるLD<sub>50</sub>は>2,000 mg/kg 体重であり、供試動物に毒性徴候が認められなかったことから、急性経皮毒性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

MC PA原体を用いた急性吸入毒性試験における半数致死濃度(LC<sub>50</sub>)は>2.07 mg/L であり、供試動物に毒性徴候は認められなかった。グリホサート原体を用いた急性吸入毒性試験(ラット)におけるLC<sub>50</sub>は>2.09 mg/L であり、供試動物に毒性徴候は認められなかったことから、急性吸入毒性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

はやわざPROを用いた皮膚刺激性試験(ウサギ)の結果は刺激性なしであったことから、皮膚刺激性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

はやわざPROを用いた眼刺激性試験(ウサギ)の結果は刺激性なしであったことから、眼刺激性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

MC PA原体を用いた皮膚感作性試験(モルモット)の結果は21例中15例が陽性(陽性率71%)であった。グリホサート原体を用いた皮膚感作性試験(モルモット)の結果は陰性であった。はやわざPROを用いた皮膚感作性試験(モルモット)の結果は陰性であったが、原体の皮膚感作性試験の結果、感作性が疑われることから、かぶれやすい体質の人への注意喚起に関する注意事項の記載が必要であると判断した。

はやわざPRO及びはやわざALは適用作物が樹木等で、適用場所が公園、堤とう等であり、子供や通行人が近寄る可能性が高い場所で使用されることから、散布中及び散布後における散布に関係のない者の立入を制限する注意事項、使用残りの薬剤の保管、マスク・手袋・作業衣の着用、散布後の手足顔の洗浄、うがいに関する注意事項の記載が必要であると判断した。

以上の結果から、はやわざPRO及びはやわざALの使用時安全に係る注意事項(農薬登録申請書第8項 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法)は、次のとおりと判断した。

- 1) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。  
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをする。
- 2) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
- 3) 街路、公園、堤とう等で使用する場合は、散布中及び散布後(少なくとも散布当日)に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
- 4) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること。

なお、令和3年3月12日に開催された農薬使用時安全性検討会において、(2)の使用時の注意事項を定めることが適切とされた。

(URL: [http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/gijigaiyou/shiyoujiR2\\_2.pdf](http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/gijigaiyou/shiyoujiR2_2.pdf))